

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行(当該休日は、当該日がと日
の翌日)

鳥取県規則第五十七号

恩給の年額の昭和四十年改定に関する条例の規定により
改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則

(この規則の趣旨)

第一条 恩給の年額の昭和四十年改定に関する条例(昭和四十一年十月鳥取県条例第三十二号。以下「条例」という。)の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(証書の発行及び交付)

第二条 条例第一条の規定により年額を改定すべき恩給(以下次条において「改定すべき恩給」という。)で昭和四十年九月三十日以前の日付のある証書によつて支給しているものについては、受給者の請求を待たずしてその年額を改定し、その改定年額を表示した証書を発行する。

2 前項の規定により発行する恩給の証書は、従前の証書と引換えに受給者に交付する。

第三条 改定すべき恩給で昭和四十年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及び従前の年額を表示した証書を発行する。

第四条 条例第三条第一項の規定により改定すべき恩給に係る恩給金額計算書については、鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和三十年四月鳥取県規則第十四号。以下「条例施行規則」という。)第三十一条の規定にかかわらず、様式第一号又は様式第二号による。

規則

◇公 告 高圧ガス販売主任者試験の実施

土地改良事業計画に係る土地改良事業計画書等の総覽
新たに行なうとする土地改良事業の認可
米飯提供業者の登録
道路の位置の指定

恩給の年額の昭和四十年改定に関する条例の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

昭和四十年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

附則

(雑則)

第五条 条例の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続については、この規則に別段の定めのない事項については、条例施行規則の定める例による。

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年十月一日から適用する。

様式第1号

退職年金金額計算書					支給銀行	店(出張所)					
鳥取県知事 殿					提出年月日	年月日					
下記のとおり取り調べたので、給与されたい。					任命権者印	(印)					
退職当時の 職名及び 生年月日					前証書記号番号						
年月日生歳月	年	月	日	生	歳	月					
退職年金額	十	万	千	百	十	円					
毎期給額	万	千	百	十	円	十					
停び 止支 期給 間年 及額	自 至	昭和 年	月	月	自 至	昭和 年	月	月	円		
初期支給額	昭和	年	月	渡	ケ	月	分	円	錢		
退職年月日及び 事由	昭和 年 月 日										
在職年数	年	{ 実年月 加年月 除年月 }									
算出率	150	=	150	+ — (加)							
退職当時の給料 額											
控除前の 算出額											
給法による 控除額	円	錢	×	15							
差月数	月	—	月	(2月× 換算月数)	(年月退職) (年月再就職)						
一時金 基礎給料	円	錢	—	1/2	額	円	錢				
退職当時の給料											
級	号給										
(月額)		円									
在職年の内訳											
実在職年			加算年			除算年					
始	終	期	始	終	期	始	終	期	事	由	
年	月	日	年	月	日	年	月	日	事	由	
自	至		自	至		自	至		自	至	
自	至		自	至		自	至		自	至	
自	至		自	至		自	至		自	至	
自	至		自	至		自	至		自	至	
自	至		自	至		自	至		自	至	

様式第2号(表面)

遺族年金金額計算書			支給銀行	店(出張所)									
鳥取県知事 殿			提出年月日	年月日									
下記のとおり取り調べたので、給与されたい。			任命権者 職名印	(印)									
県吏員等職氏名 及び遺族続柄氏 名生年月日				年	月								
				年	月								
				年	月								
				年	月								
				年	月								
遺族年金額	万	千	百	十	円								
起算起月	昭和 年 月			每期給額	万	千	百	十	円	十	銭		
退職年月日 及び事由	昭和 年 月 日			初期給額	昭和 年 月 渡 ヶ月分			円 銭					
在職年数	年	実年月 加年月 除年月	権利	発生	昭和 年 月 日								
恩給算出率	150	= 150 + — (加)	発生	昭和 年 月 日									
退職当時給料年額	円 銭			転換	昭和 年 月 日								
基本給料年額	円 銭			事由	昭和 年 月 日								
基本 年額 記号番号	第 号			移転	昭和 年 月 日								
退職年金額	十	万	千	百	十	円	控除前 の算出 額	円 銭					
遺族年金	退職年金の 十分の五	円 銭			退職	円 銭			× 15				
公務 遺族年金	第 号表 割	円			年金	月 一 月							
遺族加給	人 員	人			年額	月 (2月 × (換算月数)) (年月退職) (年月再就職)							
前遺族年金証書記号番号	第 号			控除	一時金 基給 料	円	錢	円	錢				
前遺族年金年額	円				1/2								
年令停止による支給額(歳月) 昭和 年 月まで 年額 円 毎期給額 円													
												備考	

(裏面)

	始 終 期			年月数
	年	月	日	
実在職年	自至	年	月	
	自至	年	月	
	自至	年	月	
	自至	年	月	
	自至	年	月	
	自至	年	月	
	自至	年	月	
	自至	年	月	
	自至	年	月	
	、 計			
年内訛除年	始 終 期			年月数
	年	月	日	
	自至	年	月	
	自至	年	月	
	自至	年	月	
	自至	年	月	
	自至	年	月	
	自至	年	月	
	自至	年	月	
	、 計			
退職當時の給料	始 終 期			年月数
	年	月	日	
	自至	年	月	
	自至	年	月	
	自至	年	月	
	自至	年	月	
	自至	年	月	
	自至	年	月	
	自至	年	月	
	、 計			
		級	号給	
		(月額)	円	

恩給法等の一部を改正する法律附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

昭和四十年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

規則第二十二号。以下「給与細則」という。) 第四条の規定にかかわらず、様式第一号又は様式第二号による。

(雑則)

鳥取県規則第五十八号

恩給法等の一部を改正する法律附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に關する規則。

(この規則の趣旨)

第一条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第八十二号。以下「法律第八十二号」という。)附則の規定により改定すべき恩給で知事が裁定するものの改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(証書の発行及び交付)

第二条 法律第八十二号附則第二条又は第四条第一項の規定により年額を改定すべき恩給(以下次条において「改定すべき恩給」という。)で昭和四十年九月三十日以前の日付けのある証書によつて支給しているものについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した証書を発行する。

2 前項の規定により発行する恩給の証書は、従前の証書と引換えに受給者に交付する。

第三条 改定すべき恩給で昭和四十年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

第四条 法律第八十二号附則第十条の規定により改定すべき恩給に係る恩給金額計算書については、鳥取県恩給給与細則(昭和三十年五月鳥取県

第五条 法律第八十二号附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続については、この規則に別段の定めのない事項については、恩給給与規則(大正十二年勅令第三百六十九号)及び給与細則の定める例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年十月一日から適用する。

樣式第1号

普通恩給金額計算書						支給銀行	店(出張所)		
鳥取県知事 殿						提出年月日	年月日		
下記のとおり取り調べたので、給与されたい。						任命権者印	(印)		
退職当時の官職名及び生年月日						前証書記号番号			
						前在職年			
年月日生歳月	前職								
普通恩給年額	十	万	千	百	十	円	前恩給年額		
毎期給額	万	千	百	十	円	十	錢	傷病年金又は公務に起因せざる傷病に関する事項	
停び止支期給間年及額	自至昭和年月	年月	円	自至昭和年月	年月	円	自至昭和年月	年月	円
初期支給額	昭和年月渡	ヶ月	円	錢					
退職年月日及び事由	昭和年月日								
在職年数	年	{ 実加除	年	月年月年月					
算出率	150	= 150	+ — (加)						
退職当時の俸給年額									
恩給法による控除の二額	控除前の算出額	円	錢	×	15				
六十四條の二額	差月数	月	-	月					
	月 (2月 × 换算月数)	(年月退職)	(年月再就職)						
一時恩給基礎俸給	円	錢	—	12	額	円	錢		
退職当時の俸給									
級	号給								
(月額) 円									
在職年の内訳									
実在職年			加算年			除算年			
始	終	期	始	終	期	始	終	期	年月数
年	月	日	年	月	日	年	月	日	年月数
自至	・	・	自至	・	・	自至	・	・	
自至	・	・	自至	・	・	自至	・	・	
自至	・	・	自至	・	・	自至	・	・	
自至	・	・	自至	・	・	自至	・	・	
自至	・	・	自至	・	・	自至	・	・	

様式第2号(表面)

扶助料金額計算書			支給銀行	店(出張所)	
鳥取県知事 殿			提出年月日	年月日	
下記のとおり取り調べたので、給与されたい。			任命権者印		
公務員官職氏名 及び遺族続柄氏名 名生年月日				年月日生	
				年月日生	
扶助料 年額	万	千	百	十	円
毎期 給額	万	千	百	十	円
起算起月	昭和 年 月		昭和 年 月 渡 ヶ月分	円 錢	
退職年月日 及び事由	昭和 年 月 日		権利 発生 昭和 年 月 日		
在職年数	年	実年月 加年月 除年月	発生 昭和 年 月 日		
恩給算出率	150 = 150 + — (加)		事由 移転 昭和 年 月 日		
退職当時 俸給年額			控除前の算出 額	円 錢	
基本俸給 年額			控除額	円 錢	x 15
謹 証 書 記号番号	第 号		年額 差月数	月 一 月	
普通恩給 年額	十	万	千	百	十 円 錢
普通扶助	普通恩給の 十分の五		控除 一時恩 給基礎俸 給	円 錢	円 錢
公務扶助	第	号	2月 × (換算月数)	(年月退職) (年月再就職)	
遺族加給	人	員	年令停止による支給額(歳月)		
前扶助料証書記号番号	第	号	昭和 年 月まで		
前扶助料年額			年額	円	円
備考			毎期給額	円	円

(裏面)

	始 終 期		年月数
	年	月	
実在職年内訳除算年	自	至	
	自	至	
	自	至	
	自	至	
	自	至	
	自	至	
	自	至	
	自	至	
	自	至	
	計		
年之内の内訳除算年	始 終 期		事由
	年	月	
	自	至	
	自	至	
	自	至	
	自	至	
	自	至	
	自	至	
	自	至	
	計		
退職当時の俸給	始 終 期		事由
	年	月	
	自	至	
	自	至	
	自	至	
	自	至	
	自	至	
	自	至	
	自	至	
	計		
級		号給	
(月額)		円	
<hr/>			

告示

鳥取県告示第五百六十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十一月十二日

鳥取県知事 石破 二朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字下河原ノ二七六六一五

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

鳥取県告示第五百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第三項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十年十一月十二日

鳥取県知事 石破 二朗

一 (一) 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市東町二丁目一〇四（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役所に備え置いて縦覧に供する。）

二 (一) 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字下浜一九四一一二七、一九四一三六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三) 解除の理由

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 解除の理由

道路敷地とするため

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三(一) 解除に係る保安林の所在場所

一三三、一一九四一一三三、一一九四一一三四、字白浜二九六〇一八五
(次の図に示す部分に限る。)

三(二) 保安林として指定された目的

三(三) 飛砂の防備

三(四) 解除の理由

三(五) 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四(一) 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字下浜一九四一四、一九四一三二、字下浜一九四一
解除了に係る保安林の所在場所

四(二) 保安林として指定された目的

四(三) 飛砂の防備

四(四) 解除の理由

四(五) 指定理由の消滅

五(一) 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字白浜二九六〇一八八
解除に係る保安林の所在場所

五(二) 保安林として指定された目的

五(三) 飛砂の防備

五(四) 解除の理由

五(五) 指定理由の消滅

五(六) 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字下浜一一九四一一三〇、一一九四一一三一
解除に係る保安林の所在場所

五(七) 保安林として指定された目的

五(八) 飛砂の防備

五(九) 解除の理由

指定理由の消滅

六(一) 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市湖山町字下外浜一三〇七一一、一三〇六一一、一三〇六一三

(二) 保安林として指定された目的
潮害の防備

(三) 解除の理由
指定理由の消滅

(四) 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市湖山町字二本松西方二九五五一、二九五五一三七、二九五五

三八、二九五五一三〇、二九五五一四二、二九五五一三九、二九五五一

三一、二九五五一一三、二九五五一一四、二九五五一一八、字池渓外濱
一七四七一二

(一) 保安林として指定された目的
潮害の防備

(二) 解除の理由
指定理由の消滅

(三) 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市賀露町字六万坊一七一八(次の図に示す部分に限る。)

(四) 保安林として指定された目的
風害の防備

(五) 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

九(一) 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市賀露町字上小路の式一七〇九一一（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的
風害の防備

(三) 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

十(一) 解除に係る保安林の所在場所
氣高郡氣高町大字八束水字中船戸屋敷二六五四一一、二六五六一一

(二) 保安林として指定された目的
魚つき

(三) 解除の理由
指定理由の消滅

十一(一) 解除に係る保安林の所在場所
氣高郡氣高町大字八束水字中船戸屋敷二六五四一一、二六五六一一

(二) 保安林として指定された目的
解除に係る保安林の所在場所

氣高郡氣高町大字浜村字東浜七八四一七二、七八四一五四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七八四一七六

(三) 保安林として指定された目的
飛砂の防備

(四) 保安林として指定された目的
解除に係る保安林の所在場所

氣高郡氣高町大字浜村字東浜七八四一七二、七八四一五四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七八四一七六

(五) 保安林として指定された目的
飛砂の防備

(六) 保安林として指定された目的
解除に係る保安林の所在場所

氣高郡氣高町大字浜村字東浜七八四一七二、七八四一五四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

氣高郡青谷町大字井手字道端五七二一五、五七二一六、五七六一一

(一) 保安林として指定された目的
風害の防備

(二) 解除の理由
指定理由の消滅

(三) 解除の理由
指定理由の消滅

(四) 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

十三(一) 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡北条町大字松神字東灘山一二〇八、一二〇九一一、一二一〇、字鷺取四五五

(二) 保安林として指定された目的
飛砂の防備

(三) 保安林として指定された目的
解除の理由

(四) 保安林として指定された目的
飛砂の防備

(五) 保安林として指定された目的
解除の理由

(六) 保安林として指定された目的
飛砂の防備

(七) 保安林として指定された目的
解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字早稻田二〇七五、二〇七六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

- (二) 保安林として指定された目的
 (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日吉津村役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (三) 解除の理由
 指定理由の消滅
- (四) 大(一) 解除に係る保安林の所在場所
 東伯郡東伯町大字逢東字鈴野一〇七五一一二六、一〇七五一一七二
 (次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的
 潮害の防備
- (三) 解除の理由
 指定理由の消滅
- (四) 大(一) 解除に係る保安林の所在場所
 西伯郡日吉津村大字日吉津字灘濱ノ貳一八六六一一、一八六六一二、一
 字灘濱ノ参一八六七一一、一八六七一二、字灘濱ノ四一八六八一一、一
 八六八一二、大字今吉字灘濱二九八（以上七筆について次の図に示す部
 分に限る。）大字富吉字灘濱一三六四一一、一三六四一二
 (二) 保安林として指定された目的
 潮害の防備
- (三) 解除の理由
 指定理由の消滅

七(一) 解除に係る保安林の所在場所

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(三) 解除の理由
 指定理由の消滅

(四) 保安林として指定された目的
 潮害の防備

(三) 解除の理由
 指定理由の消滅

(四) 保安林として指定された目的
 潮害の防備

(三) 解除の理由
 指定理由の消滅

(四) 保安林として指定された目的
 潮害の防備

(三) 解除の理由
 指定理由の消滅

(四) 大(一) 解除に係る保安林の所在場所
 米子市和田町字上松中三二五一一一、三二五一ー三、字下灘屋敷東三
 二九一ー二、三二九三一一、字新川尻三二五五一、三二五五ー三、字
 上大灘東北三一六二一一、三一六二一四、三一六四一一、三一七〇

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日吉津村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、千代水土地改良区の定款の変更を昭和四十年十一月八日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、鳥取市越路土地改良区の定款の変更を昭和四十年十一月十二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年十一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百六十七号

昭和四十年九月二十七日付けで鳥取市伏野七〇番地一 竹本重美ほか二十七人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法同条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十年十一月十二日

鳥取県知事 石破 二朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十年十一月十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 鳥取市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十年十一月十二日

鳥取県知事 石破 二朗

鳥取県告示第五百六十九号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年十一月十二日

鳥取県知事 石破 二朗

鳥取県告示第五百六十九号

登録番号	登録年月日	氏名	名称	又は屋号	住所	所営業所の所在地
米振第一六六号	昭四〇、一〇、一八	梅林 教英	丸合すし	部	米子市西倉吉町一五	住所に同じ。
" 一六七 "	"	妹尾 三男	協同組合米子給食センター	"	昭和町三八の一	米子市夜見町二、九四六
" 二〇五 "	"	三一 井上 進	山陰モール	テル	東伯郡羽合町大字長瀬二、〇一八	住所に同じ。
"	"	橋本てるの	モーテル 橋津荘	"	大字字野一、九八〇	"

たので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十年十一月十二日

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年十一月五日道路の位置を指定し

鳥取県知事 石破 二朗

鳥取県告示第五百六十八号

鳥取市越路土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（開拓パイロット）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十年十一月十二日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

申請人の住所及び氏名

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長

米子市西川瀬谷〇一 米子市旗ヶ崎字長瀬谷
九番地 一、二、三、四番地
福橋 幸子 // " "

福島 順一郎 // " "

水路の一部 延長 六九・四メートル
水路の一部 六九・四メートル

鳥取県告示第五百七十一号

建築基準法施行規則(昭和31十五年建設省令兼四百一號)第九条の規定による申請に基いて、次のとおり昭和四十一年十一月五日道路の位置を指定したので、同規定第十条の規定による公示する。

昭和四十一年十一月十一日

申請人の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 一郎
道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市若成四丁目八番地 鳥取市松原字新開田 地一 安木龍太郎	五九五番三の1部 幅員 四メートル 字大黒見 一〇四メートル 一八番二 字田ノ山 一九番二の1部 延長 一〇四メートル

公 告

高压ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、昭和40年度第2回高压ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和40年11月12日

1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試験の科目	試験の時間
第2種高压ガス販売主任者免状に係る試験	高压ガスの取扱いに関する法令、高压ガスの販売に必要な基礎的な保安管	9.30 ~ 11.00 11.10 ~ 12.40

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 昭和40年12月12日(日曜日)
(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町1-220鳥取県商工労働部商工指導課に提出して下さい。

(1) 受験願書 高圧ガス取締法施行規則(昭和26年通商産業省令第68号)以下「規則」という。別表第19の2の様式によること。

(2) 履歴書 規則別表第20の様式によること。

(3) 写真 手写形合紙付きとし、出願前6月以内に撮影した正面半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載すること。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 500円
(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部に取りつけること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書受付期間

昭和40年11月8日から昭和40年11月19日まで

6 受験票

受験願書を受け付けた者には、受験票を交付する。